

北空知圏地場産農産物利活用推進協議会規約

平成27年12月25日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、北空知圏地場産農産物利活用推進協議会（以下「以下、「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町及び沼田町とする。

(目的)

第3条 協議会は、学校給食における地元産農産物の利用と新たなメニュー・献立の試作を行い、もって地産地消の拡大・農産物の販路拡大等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 北空知圏域内の地場産農産物の調査・研究を行うこと。
- (2) 北空知圏域内の農産物を学校給食に提供することについて検証すること。
- (3) 北空知圏域内の市及び町と連携して、研修活動を行うこと。
- (4) 北空知圏学校給食組合と連携して、学校給食の新たな献立の開発を行うこと。
- (5) 北空知圏学校給食組合と連携して、学校給食の新たな献立を提供すること。
- (6) 北空知圏域における地場産農産物の学校給食への利用について必要なこと。
- (7) その他、地場産農産物の販路拡大等に関すること。

2 協議会は、前項に関する業務の一部を、次条第1項に掲げる機関・団体に委託することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次に掲げる機関・団体から推薦された者をもって構成する。

深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町

深川市教育委員会 妹背牛町教育委員会 秩父別町教育委員会 北竜町教育委員会

沼田町教育委員会

きたそらち農業協同組合 北いぶき農業協同組合

北空知圏学校給食組合 北空知圏学校給食組合教育委員会

その他、上記団体から推薦のあった団体又は個人

(届出)

第6条 会員は、その名称、所在地、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(報酬の支給)

第7条 会員の報酬額は、年額1万円とする。ただし、国及び地方公共団体から給料の支給を受けているものに対しては、支給しない。

(旅費の支給)

第8条 会員が出張した場合、当該会員に対し旅費を支給する。

2. 前項の規定により支給する旅費は、北空知圏学校給食組合職員等の旅費に関する条例（平成25年北空知圏学校給食組合条例第9号）に定める額とする。ただし、北空知圏域内は、支給しない。

第3章 役員等

（役員の数及び選任）

第9条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第10条 会長は協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

（役員の任期）

第11条 役員の任期は、協議会設立の日から事業終了までとする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（事務局）

第12条 協議会の事務局を、北空知圏学校給食組合におく。

2 事務局に事務局長、事務局次長、事務局員及び会計担当者を置く。

3 協議会業務の執行方法については、この規約で定めるほか、会計処理規程による。

4 協議会は、事務局に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 地域協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名、住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

（役員の仕事）

第13条 協議会は、役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合には、協議会は、その総会開催日の30日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

第4章 総会

（総会の開催等）

第 14 条 総会の招集は次の各号に掲げる場合に開催する。

(1) 会員の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 会長が必要と認めたとき。

2 総会の議長は、会長が務める。

(総会の招集)

第 15 条 前条第 1 号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から 30 日以内に会議を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

3 総会の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第 16 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各 1 個の表決権を有する。

3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

(総会の権能)

第 17 条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 事業の執行に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項

第 5 章 部会

(部会の構成等)

第 18 条 協議会の業務を円滑に行うため、次の各号に掲げる部会を置くことができる。

(1) 調査・研修部会

(2) メニュー・献立開発部会

(3) 加工品部会

2 前項各号の部会は、現在会員から会長の指名により組織する。

3 第 1 項各号の部会は、部会員の中から部会長を互選する。

4 第 1 項各号の部会は、必要に応じ部会長が招集する。

(部会の権能)

第 19 条 この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項は、部会において必要に応じて協議する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること。

(3) その他、部会において必要と認めた事項に関すること。

第 6 章 会計

(事業年度)

第 20 条 協議会の事業年度は、初年度においては、設立された日に始まり、平成 28 年 3 月 31 日に終わる。

2 平成28年度以降の事業年度は、4月1日にはじまり、翌年の3月31日に終わる。

(資金)

第21条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 北空知圏学校給食組合の構成団体からの交付金及び負担金

(2) その他の収入

(資金の取扱い)

第22条 協議会の資金は、資金の種類ごとに区分経理することとし、その取扱方法は会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第23条 協議会の事務に要する経費は、第21条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第25条 会長は、事業終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、全体会議開催日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は全体会議に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び監査報告書について、全体会議の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかななければならない。

(報告)

第26条 会長は、実施した事業の実施要綱その他規程の定めるところにより、各種国費補助金、交付金及び補助金に係る書類を関係する要領等に基づき、関係機関に提出しなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第27条 実施しようとする事業の実施要綱その他規程及びこの規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年12月25日から施行する。